平成２２年（フ）第２０２号
福島県郡山市桑野５丁目３番地の２　桑野タウンハウスＢ－１号
債務者　大槻　裕之
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　克明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
兵庫県明石市大観町６番21号　吉田荘２階北
債務者　吉岡　孝一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
長野県諏訪郡下諏訪町6313番地６
債務者　川原井三恵子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６８８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目３番８号
債務者　木村　　實
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣政純一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目３番８号
債務者　藤原八四五こと　木村　弥生
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣政純一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１３号
神戸市北区東大池３丁目12番６―102号
債務者　谷口　邦仁
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７７号
兵庫県姫路市広畑区小坂31番地11
債務者　瀧　　和久
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３０７号
奈良県北葛城郡上牧町米山台３丁目14番24―２号、前住所大阪府藤井寺市国府２丁目10番23号
債務者　谷口　雅也
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三村　英子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１６号
岐阜県大垣市菅野３丁目８番地
債務者　安田　修二
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
岐阜県大垣市鶴見町46番地　エクセル鶴見103号
債務者　古市　義晴
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
群馬県館林市足次町167番地の２　足次町第２住宅―13
債務者　浦野　幾代
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８号
静岡県掛川市七日町219番地　レジェンドヒルＣ―101
債務者　山崎　有美
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
奈良県磯城郡田原本町大字千代572番地の１
債務者　竹田　磨弥（旧姓倉石）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
奈良県橿原市新賀町181番地　ロイヤルハイツ仲川210、前住所奈良県橿原市新賀町181番地
債務者　渡辺　国博
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
奈良県大和高田市大字吉井202番地の２
債務者　石井　武雄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
奈良県大和高田市大字吉井202番地の２
債務者　石井せつ子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
奈良県宇陀市榛原区萩原2501番地の２
債務者　坪本　　隆
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係